

伊予市役所 ☎982-1111 (代)

中山地域事務所 ☎967-1111 (代) 双海地域事務所 ☎986-1111 (代)

**本庁・中山・双海の全地域住民を対象に！
市営住宅補欠入居者の募集について**

都市整備課（内線595）

平成18年度市営住宅補欠入居の希望者を、次のとおり募集します。
今回の募集は、平成19年3月31日までの間に空家となり入居可能となった住宅に、その都度入居できる仕組みです。

■募集住宅

○双海地区 双海団地、夕やけ団地、二瀬団地、清流団地(特公賃)
○中山地区 竹之内住宅、門前住宅、門前団地(特公賃)

■家賃

入居者の所得を基準に、住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定。

■入居申込資格

- ・伊予市に住所又は勤務場所を有する方
- ・地方税等を滞納していない方
- ・現に同居又は同居しようとする親族のある方(条件により単身者も可)
- ・所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下の方)ただし、特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合つ

ている方(各種控除後の月額が20万円を超える方)
・その他、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適應する方

■選考方法

伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。(母子、高齢者、心身障害者世帯等については優遇措置があります。)

■受付期間

8月9日(水)～8月17日(木)、8時30分～17時30分(土・日を除く)

■受付場所・問い合わせ

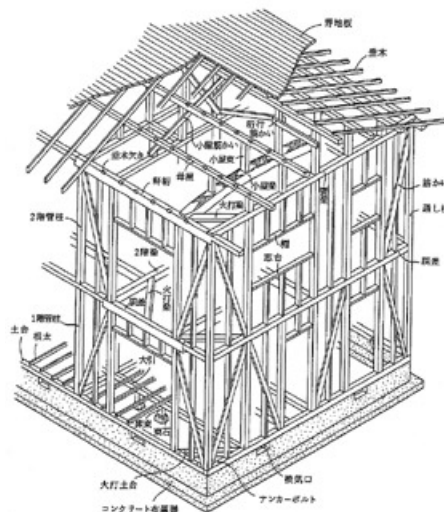
都市整備課(内線595)
双海地域事務所総合窓口課 ☎986-1111
中山地域事務所総合窓口課 ☎967-1111

**住まいは生活の基盤です。
住宅の家賃は必ず納めましょう。**

木造住宅の耐震診断の費用を補助します

都市整備課（内線543）

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、建物の倒壊によって多くの被害がありました。伊予市でも将来起きると言われている南海地震に備え、災害に強いまちづくりの一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、その費用の一部を補助する制度があります。この機会にぜひご利用ください。



▲一般的な木造住宅の軸組

■対象となる木造住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの是对象外)

○階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの

○併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの

※ただし、専用住宅のうち共同住宅および長屋住宅は対象外です。

■補助対象者

対象となる住宅の所有者

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」

所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」にもとづき実施する耐震診断

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、最高2万円を限度に補助

■受付戸数

30戸分

■受付期間

9月1日(金)～11月30日(木)、8時30分～17時30分(土・日を除く)

※都市整備課窓口で事前相談も受け付けています。希望される方は、住宅の建築年度や構造がわかる資料(確認通知書の写し、建築物の登記簿等)を持参してください。

平成19年度 市立幼稚園児募集

教育委員会学校教育課（内線722）



市教育委員会では、平成19年度市立幼稚園児の募集を、次のとおり行います。

入園を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入の上、9月4日(月)から14日(木)(土・日を除く)の開園時間中に、各幼稚園へお申し込みください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園教育委員会学校教育課にあります。

■入園資格

- 3歳児 平成15年4月2日～平成16年4月1日出生
- 4歳児 平成14年4月2日～平成15年4月1日出生

■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	15人	14人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人	2人	
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	15人	7人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	27人	24人

○5歳児 平成13年4月2日～平成14年4月1日出生
※市内に在住(住民登録)をしている幼児
※保護者が責任をもって送迎でき、集団生活が可能な幼児

■通園地域
小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、それぞれ南山崎校区・双海地区校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

■入園費用

○入園料 5,000円
○保育料 6,000円/月
※料金は、改定することがあります。

愛媛海区漁業調整委員会委員
選挙人名簿の記載申請について

選挙管理委員会（内線584）

平成18年9月1日を基準日として、次に該当する方の選挙人名簿記載申請を受け付けます。
○1年に90日以上漁業に従事し、区域内に住所又は事業場を有する個人及び法人等（漁業法第86条第1項、第2項、第3項）

■受付期間 9月1日(金)から9月5日(火)まで
■提出場所 伊予市選挙管理委員会(市役所3階)
※申請書は、伊予市選挙管理委員会にあります。

家庭用節水型用具の購入費用を補助します

市民生活課（内線535・536）

市では、風呂の残り湯の有効活用をするための「小型ポンプ」及び「ポンプ搭載洗濯機」の購入に対して補助金を交付します。

■補助の対象・補助金額

項目	内容	補助金額
家庭用節水型ポンプ	家庭用小型ポンプ	購入価格の2分の1以内の額(2千円を超える場合は、2千円)
家庭用節水型洗濯機	小型ポンプ搭載洗濯機	5,000円を1世帯につき3年間で1基

※詳しくは市民生活課までお問い合わせください。

- 補助対象者
次のすべての要件を満たす者
- ①市内に住民登録がある者、又は、外国人登録原票に登録されている者で、現に居住している者
 - ②節水型用具を市内に設置し、継続的に使用する者
 - ③節水型用具をその用法に従い使用し、適正な管理を行うことができる者
 - ④申請者が市税を完納していること。



**非課税世帯（一部市民税課税世帯）の方は申請により
入院時の食事代等が減額されます**

保険年金課（内線545）

平成18年度の市民税が非課税世帯の方は、申請することにより、入院時の食事代（70歳以上の方は、医療機関窓口で支払う患者負担限度額も含む）が軽減される『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』（平成18年8月1日から有効）を交付します。

なお、老年人に係る市民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は市民税課税世帯となるが、一部が市民税非課税になる場合、市民税非課税者については軽減されます。

現在、交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていいますので、8月中に再度申請してください。

■対象となる人

平成17年1月1日現在、65歳以

上の人だけの世帯で、市民税課税者の合計所得金額が125万円以下である世帯内の市民税非課税者を対象とします。

■窓口に参加するもの

- 国民健康保険証
- 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- 認印
- お手持ちの「標準負担額減額認定証（平成17年度交付者のみ）」

○入院が90日を越える方は、領収書などの入院日数が確認できるもの
○老人医療該当の方は、「老人医療受給者証」と「健康保険証」

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にであった住所地の市県民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

特別障害給付金制度について

保険年金課（内線547）

■対象者

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者の配

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として平成17年4月1日から、特別障害給付金制度が創設されました。

偶者

以上のいずれかの方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。

ただし、65歳以上の方は、65歳に達する日の前日までに、当該障害状態に該当された方に限られます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

■支給額

（平成18年度の額）

- 1級 月額49,850円
- 2級 月額39,880円

※障害者手帳の等級とは異なります。

○所得によって支給制限となる場合があります。

○老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

○支払いは、年6回偶数月です。

「ご注意ください」

給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からになります。請求書の提出が遅れた場合には、さかのぼって支給されませんので、添付書類がすべてそろわない場合であっても、できるだけ早く請求書を提出してください。

犬の飼い主の皆さんへ

「あなたは犬の飼い主として
責任を果たしていますか？」

狂犬病予防法や愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例などの規定に基づき、犬を正しく飼うことが、飼い主の責任であり義務です。

【飼い主の責任】

- 狂犬病予防注射は毎年1回受けましょう。
- 新しく犬を飼い始めるときは、市役所で必ず登録をしましょう。
- 最後まで愛情と責任をもって終生飼育しましょう。
- 新たな子犬が飼えない場合は、繁殖防止のため不妊・去勢手術をしましょう。

【遵守義務】

- 道路・公園・海岸などを散歩するときは、首輪とひもをしっかりとつけ、フンを片付ける袋などを忘れずに持参しましょう。
- 飼い主は、鳴き声・悪臭・害虫発生・体毛飛散などに気を配り、周辺の方に迷惑をかけるはいけません。
- 犬が逃げないよう、しっかり係留し、脱走防止の対策も忘れずに行いましょう。



児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課（内線539・556）

『現況届』の受け付けを、次のとおり行います。

■日時 8月17日(木)・18日(金)、9時～16時

■場所 市民会館1階会議室

■手当の種類
児童扶養手当

○必要書類 証書、認印など

○対象者 父と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、または養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護することにも、その生計を維持している方)

○支給月額

◇児童が1人の場合

全額支給／41,720円
一部支給／所得に応じて41,710円から9,850円までの10円きざみの額

◇児童が2人の場合／5,000円加算

◇以下1人増えるごとに／3,000円加算

特別児童扶養手当

○必要書類 証書、認印、在学証明書など

○対象者 精神障害や身体障害を

持つ20歳未満の児童を家庭で監督・保護している養育者(児童が入所していないこと)

○支給月額

◇対象児童1人につき

1級／50,750円

2級／33,800円

特別障害者手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳以上で、身体又は精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要な方(在宅のみ)

○支給月額 26,440円

障害児福祉手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳未満で、重度障害があるため、日常生活で常に介護が必要な方

○支給月額 14,380円

※受給資格者には、個々に案内文書を送付いたしますので、確認の上届け出をお願いします。

※受給資格があっても届け出がないと、今年度からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
8	5(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	6(日)	友澤設備 大 平	982-1381
	12(土)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	13(日)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	19(土)	未来設備 尾 崎	983-5282
	20(日)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	26(土)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	27(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
9	2(土)	功栄設備 中 村	982-5888
	3(日)	K・シマダ 下吾川	983-6553

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
	(有)栄電機設備	☎967-1318
	双海地区	藤岡工業(株)

指定管理者の指定について

下記の6施設について、指定管理者が指定議決されました。

管理を行う施設の名称	指 定 管 理 者
尾崎浜集会所	尾崎浜集会所運営委員会
門前集会所	門前集会所運営委員会
本村浜集会所	本村浜集会所運営委員会
富貴集会所	富貴集会所運営委員会
双葉集会所	双葉集会所運営委員会
城ノ下集会所	城ノ下集会所運営委員会

= 市内の交通事故状況 =

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
発 生	10件	113件	-16件
死 者	0人	2人	-4人
傷 者	14人	150人	-12人

シートベルトを正しく着用しましょう!

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
花火は、ルールを守って楽しく



伊予消防署 ☎ 982-0657

おもちゃ花火は、スーパーヤコンビニで手軽に購入でき、だれでも簡単に楽しめるため、昔から夏の定番として楽しまれています。

しかし、いくら簡単に楽しめるとはいえ、花火の原料には『火薬』が使われています。誤った使い方をすると、事故を起こす原因となり、楽しい思い出となるはずが一転して取り返しのつかないことになるおそれがあります。

花火を安全に楽しむために、次の注意事項を守り正しく使いたしましょう。

【花火を取り扱う際の注意】

○親や大人が付き添い、子どもだけでは遊ばせないようにしましょう。

○燃えやすい物の近くでは遊ばせないようにしましょう。

- 花火を人に向けるのはやめましょう。
- 風の強い日には、花火をしないようにしましょう。
- 花火を分解したり、一度にたくさんの花火に火をつけないようにしましょう。
- 水の入ったバケツなどを用意し、確実に火を消すように使しましょう。
- 後片付けをきちんとしましょう。

※なお、花火は種類によって使用方法が異なりますので、使用前には注意事項をきちんと読んで、正しく使いたしましょう。

【消防車・救急車のスピードは？】

スピードは？



消防車・救急車のスピードは、道路交通法施行令で「普通の道路では時速80km、高速道路では時速

「伊予消防署双海出張所」配備の消防ポンプ自動車



100km」と決められており、サイレンを鳴らし、赤色回転灯を回して走ってもスピードには制限があります。

また、消防車や救急車が現場に急行するのに、必ず時速80kmを出して行くわけではありません。交通渋滞や交差点などで安全確認のため、停止や徐行を必ず行っているからです。

皆さんも消防車や救急車の緊急走行にご理解とご協力をお願いします。

■伊予市管内の火災と救急出場件数（6月末日現在）

種別	6月分		累計(1月から)		
	本庁	双海	本庁	双海	
火災 件数	2	0	7	2	10
	0	0	2	1	
	0	0	1	1	
救急出場 件数	94	17	672	101	895
	17	20	101	122	
	20	131	122	122	

☎ 火災・救急 → 119
火災 救急病院 案内 982-5959

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
侵入盗	8件	35件	+3件
自動車盗	0件	1件	-2件
オートバイ盗	0件	6件	-9件
自転車盗	1件	29件	-9件
車上ねらい	3件	24件	-9件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から